

## 新旧対照表

## とん税法及び特別とん税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第104号）

新	旧
<p>（とん税の納付手続）</p> <p>5 - 4 とん税の納付の手続は、次による。</p> <p>(1) 納付申告書および納付書が納税義務者からとん税納付事務を担当する監視部門に提出されたときは、当該納付申告書及び納付書に記載されている事項とこれに係る船舶の入港届又は船長陳述書の記載事項等を照合して、課税要件及び納付期限等が法令に適合していることろ確認した後、当該納付書を納税義務者に返還するとともに、当該納付申告書を収納担当部門に回送する。</p> <p>収納担当部門は、当該納付申告書により調査決定を行い、また関税法基本通達7 - 6（輸入（納税）申告書の受理及び審査）の(3)及び<u>9の4 - 5</u>（収納済の登記）に準じて徴収決定済額及び収納済額の登記を行う。この場合において、納付申告書は、とん税に係る資金徴収簿（国税収納金整理資金事務取扱要領（昭和29年大蔵省令第39号）第22条第1項（国税収納金整理資金徴収簿））として使用する。</p> <p><u>なお、この場合において、納税義務者が、令第2条第2項ただし書（電子情報処理組織による納付手続）に規定する財務省令で定める方法により納付することを希望する場合には、納付書の提出は要しないことから、当該納付書に係る照合、返還に代えて当該納付申告書の上部余白に当該納付を行いたい旨の付記があることを確認し、別に事務連絡するところにより、当該納付に必要な納付情報を取得のうえ、納税義務者に通知する。また、徴収決定額等の登記は、別に定めるところによる。</u></p> <p>(2) 法第3条第2号（一時納付）の規定によりとん税の一時納付をしようとする者については、納付申告書を2通（関係官署があるときは、その数に相当する数を加える。）を提出させ、うち1通をとん税納付事務を担当する監視部門において保管し、他の1通を上記(1)により処理する。この場合において、関係官署があるときは、関税法基本通達<u>9の4 - 4</u>（関税の納付の確認）の(1)から(3)までの取扱いに準じて（令第2条第2項ただし書に規定する財務省令で定める方法による納付にあっては、別に事務連絡するところにより）納付を確認した後直ちに当該関係官署に納付申告書を送付する。</p> <p>(3) （省略）</p>	<p>（とん税の納付手続）</p> <p>5 - 4 とん税の納付についての手続は、次による。</p> <p>(1) 納付申告書および納付書が納税義務者からとん税納付事務を担当する監視部門に提出されたときは、当該納付申告書及び納付書に記載されている事項とこれに係る船舶の入港届又は船長陳述書の記載事項等を照合して、課税要件及び納付期限等が法令に適合していることろ確認した後、当該納付書を納税義務者に返還するとともに、当該納付申告書を収納担当部門に回送する。</p> <p>収納担当部門は、当該納付申告書により調査決定を行い、また関税法基本通達7 - 6（輸入（納税）申告書の受理及び審査）の(3)及び<u>9の3 - 5</u>（収納済の登記）に準じて徴収決定済額及び収納済額の登記を行う。この場合において、納付申告書は、とん税に係る資金徴収簿（国税収納金整理資金事務取扱要領（昭和29年大蔵省令第39号）第22条第1項（国税収納金整理資金徴収簿））として使用する。</p> <p>(2) 法第3条第2号（一時納付）の規定によりとん税の一時納付をしようとする者については、納付申告書を2通（関係官署があるときは、その数に相当する数を加える。）を提出させ、うち1通をとん税納付事務を担当する監視部門において保管し、他の1通を上記(1)により処理する。この場合において、関係官署があるときは、関税法基本通達<u>9の3 - 4</u>（関税の納付の確認）の(1)から(3)までの取扱いに準じて納付を確認した後直ちに当該関係官署に納付申告書を送付する。</p> <p>(3) （同左）</p>